

吸収分割に係る事前備置書類
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める開示事項)

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

2025年1月16日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表取締役 井阪 隆一

株式会社セブン&アイ・ホールディングス(以下「当会社」といいます。)は、株式会社ヨーク・ホールディングス(以下「ヨーク・ホールディングス」といいます。)との間で、2025年2月28日を効力発生日(以下「本件効力発生日」といいます。)として、当会社の営む、株式会社赤ちゃん本舗(以下「赤ちゃん本舗」といいます。)、株式会社ロフト及び株式会社シェルガーデンに係る株式の保有及び管理を行う事業に関して有する権利義務(以下「本件承継権利義務」といいます。)をヨーク・ホールディングスに承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を実施いたします。

本件分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契の内容(会社法第782条第1項)

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号イ)

本件分割に際して、ヨーク・ホールディングスは、100株を発行し、当会社に対し、本件承継権利義務の対価として、その全てを交付いたします。交付株式数は、承継対象となる株式について評価を行い、当会社がヨーク・ホールディングスの完全親会社であることを踏まえ、当会社及びヨーク・ホールディングスの協議により決定したものであり、相当であると判断いたします。

また、ヨーク・ホールディングスにおいて、資本金及び準備金の増加額は、会社計算規則第37条及び第38条に従い、同社が定めることとしております。当該資本金及び準備金の額は、ヨーク・ホールディングスの財務状況、資本政策等の諸事情を総合的に勘案した上で法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断いたします。

3. 吸収分割が効力を生じる日に全部取得条項付種類株式の規定による株式の取得又は剰余金の配当を行う場合の会社法第 171 条第 1 項又は同法第 454 条第 1 項の決議に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 2 号)

該当事項はありません。

4. 吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 3 号)

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第 183 条第 4 号)

- (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号イ)

別紙 2 のとおりです。

- (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ)

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ)

別紙 3 のとおりです。

6. 吸収分割会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183 条第 5 号イ)

別紙 4 のとおりです。

7. 吸収分割が効力を生じる日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 6 号)

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

当会社の2024年2月29日現在の貸借対照表における資産の額は2,657,276百万円、負債の額は1,257,590百万円です。そして、本件分割に際して、当会社からヨーク・ホールディングスに承継させる予定の資産の額は24,802百万円(2024年2月29日現在)、負債の額は0円(2024年2月29日現在)であり、いずれも資産の額は負債の額を上回っております。なお、上記時点以降本日に至るまで、当会社の資産及び負債並びに当会社がヨーク・ホールディングスに承継させる予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本件分割の効力発生日までの間についても、現在のところ重大な変動をもたらす事態は予想されておられません。

また、本件分割後の当会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されておられません。

したがって、本件効力発生日以後における当会社の債務につき、履行の見込みがあるものと判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

前記(1)のとおり、本件分割において、ヨーク・ホールディングスが当会社から承継する債務はありません。

以 上

別紙 1

吸収分割契約書

吸収分割契約書

株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「分割会社」という。）及び株式会社ヨーク・ホールディングス（以下「承継会社」という。）は、分割会社の事業の一部を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

分割会社は、本契約に定めるところに従い、吸収分割の方法により、分割会社の営む、株式会社赤ちゃん本舗、株式会社ロフト及び株式会社シェルガーデンに係る株式の保有及び管理を行う事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項記載の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条 （吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所）

分割会社及び承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

- (1) 吸収分割会社
商号：株式会社セブン&アイ・ホールディングス
住所：東京都千代田区二番町8番地8
- (2) 吸収分割承継会社
商号：株式会社ヨーク・ホールディングス
住所：東京都千代田区二番町8番地8

第3条 （承継する権利及び義務等）

1. 本吸収分割に際し、承継会社は、別紙「承継権利義務明細」記載の本承継対象権利義務を分割会社から承継する。
2. 本吸収分割に際し、承継会社は、前項に定めるほか、分割会社から、資産、債務、分割会社の従業員に係る雇用契約その他の権利義務を一切承継しないものとする。

第4条 （対価）

承継会社は、本吸収分割に際して、本承継対象権利義務の全部の承継の対価として、第6条で定める本効力発生日において、承継会社の普通株式100株を発行し分割会社に対して交付する。

第5条 （吸収分割承継会社における資本金及び準備金の額）

本吸収分割により増加すべき承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 増加資本金 0円
- (2) 上記以外の準備金その他の変動額
会社計算規則第37条及び第38条に従い、承継会社が定める。

第6条 （効力発生日）

本吸収分割は、2025年2月26日付の株式会社イトーヨーカ堂から分割会社に対する、株式会社イトーヨーカ堂が保有する株式会社赤ちゃん本舗の株式の全部を対象とする現物配当の効力発生を条件として、効力を生じるものとし、その効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2025年2月28日とする。但し、本吸収分割に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、分割会社及び承継会社は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条 (株主総会による承認)

1. 分割会社は、会社法第784条第2項の定めに従い、本契約について同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 承継会社は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第795条第1項の定める株主総会の承認を得るものとする。

第8条 (吸収分割の条件変更・中止及び本契約の解除)

分割会社及び承継会社は、本効力発生日までの間、協議し合意の上、本吸収分割の条件を変更し、本吸収分割を中止し、又は本契約を解除することができる。

第9条 (準拠法及び管轄裁判所)

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関して定めのない事項その他本吸収分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社が誠実に協議の上、これを決定する。

(以下余白)

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、分割会社及び承継会社がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 1 月 9 日

分割会社： 東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表取締役 井阪 隆一 印

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、分割会社及び承継会社がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 1 月 9 日

承継会社： 東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ヨーク・ホールディングス
代表取締役 石橋 誠一郎 印

別紙 承継権利義務明細

本吸収分割に際し、承継会社は、以下に掲げる資産を分割会社から承継する。

(1) 資産

- ・ 分割会社が本効力発生日において本事業に関して保有する株式会社赤ちゃん本舗の株式の全部
- ・ 分割会社が本効力発生日において本事業に関して保有する株式会社ロフトの株式の全部
- ・ 分割会社が本効力発生日において本事業に関して保有する株式会社シェルガーデンの株式の全部

以上

別紙 2

吸収分割承継会社

(株式会社ヨーク・ホールディングス)

の成立の日(2024年10月11日)における

貸借対照表

設立時貸借対照表

2024年10月11日 現在

株式会社ヨーク・ホールディングス

(単位：円)

資産の部		純資産の部	
【流動資産】	【 200,000,000 】	【株主資本】	【 200,000,000 】
現金及び預金	200,000,000	資本金	100,000,000
		資本準備金	100,000,000
資産の部 合計	200,000,000	純資産の部 合計	200,000,000

別紙 3

1. ヨーク・ホールディングスを株式交換完全親会社、株式会社イトーヨーカ堂を株式交換完全子会社とする株式交換

ヨーク・ホールディングスは、株式会社イトーヨーカ堂(以下「イトーヨーカ堂」といいます。)との間で、ヨーク・ホールディングスを株式交換完全親会社、イトーヨーカ堂を株式交換完全子会社とする株式交換(効力発生日：2025年2月28日)に関し、イトーヨーカ堂と2025年1月9日付で株式交換契約書を締結し、(i)2025年1月31日開催予定のイトーヨーカ堂における株主総会において、同株式交換に係る議案が承認可決されること、(ii)2025年2月26日付のイトーヨーカ堂から当会社に対する、イトーヨーカ堂が保有する株式会社セブカルチャーネットワーク(以下「セブカルチャーネットワーク」といいます。)の株式、株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク(以下「セブン&アイ・クリエイトリンク」といいます。)の株式及び赤ちゃん本舗の株式の全部を対象とする現物配当の効力発生、及び、(iii)イトーヨーカ堂及び株式会社 Peace Deli の間の2025年1月9日付株式交換契約に基づく、イトーヨーカ堂を株式交換完全親会社、株式会社 Peace Deli を株式交換完全子会社とする株式交換の効力発生を条件として、同株式交換を実施する予定です。

2. ヨーク・ホールディングスを株式交換完全親会社、株式会社ヨークベニマルを株式交換完全子会社とする株式交換

ヨーク・ホールディングスは、株式会社ヨークベニマル(以下「ヨークベニマル」といいます。)との間で、ヨーク・ホールディングスを株式交換完全親会社、ヨークベニマルを株式交換完全子会社とする株式交換(効力発生日：2025年2月28日)に関し、ヨークベニマルと2025年1月9日付で株式交換契約書を締結し、2025年1月31日開催予定のヨークベニマルにおける株主総会において同株式交換に係る議案が承認可決されることを条件として、同株式交換を実施する予定です。

3. ヨーク・ホールディングスを株式交換完全親会社、株式会社セブン&アイ・フードシステムズを株式交換完全子会社とする株式交換

ヨーク・ホールディングスは、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ(以下「セブン&アイ・フードシステムズ」といいます。)との間で、ヨーク・ホールディングスを株式交換完全親会社、セブン&アイ・フードシステムズを株式交換完全子会社とする株式交換(効力発生日：2025年2月28日)に関し、セブン&アイ・フードシステムズと2025年1月9日付で株式交換契約書を締結し、2025年1月31日開催予定のセブン&ア

イ・フードシステムズにおける株主総会において同株式交換に係る議案が承認可決されることを条件として、同株式交換を実施する予定です。

4. ヨーク・ホールディングスを株式交換完全親会社、セブン&アイ・クリエイトリックを株式交換完全子会社とする株式交換

ヨーク・ホールディングスは、セブン&アイ・クリエイトリックとの間で、ヨーク・ホールディングスを株式交換完全親会社、セブン&アイ・クリエイトリックを株式交換完全子会社とする株式交換(効力発生日：2025年2月28日)に関し、セブン&アイ・クリエイトリックと2025年1月9日付で株式交換契約書を締結し、(i)2025年1月31日開催予定のセブン&アイ・クリエイトリックにおける株主総会において同株式交換に係る議案が承認可決されること、(ii)2025年2月26日付のイトーヨーカ堂から当会社に対する、イトーヨーカ堂が保有するセブン&アイ・クリエイトリックの株式の全部を対象とする現物配当の効力発生、及び、(iii)当会社及びセブン&アイ・クリエイトリックの間の2025年1月9日付吸収分割契約に基づく、当会社を吸収分割会社、セブン&アイ・クリエイトリックを吸収分割承継会社とする、当会社が保有するセブンカルチャーネットワークの株式の全部を承継対象とする吸収分割の効力発生を条件として、同株式交換を実施する予定です。

以 上

別紙 4

1. 当会社の連結子会社である 7-Eleven, Inc.による Sunoco LP からの事業取得

当会社の連結子会社である 7-Eleven, Inc.は、Sunoco LP との間で、2024 年 1 月 11 日付で、Sunoco LP が保有するコンビニエンスストア事業及びガソリン小売事業を 7-Eleven, Inc.に承継させることに関する事業譲渡契約を締結し、同年 4 月 16 日付で、同事業取得を実施しました。

2. 当会社の完全子会社である 7-Eleven International LLC による Convenience Group Holdings Pty Ltd 株式の取得

当会社の完全子会社である 7-Eleven International LLC(以下「7IN」といいます。)は、Convenience Group Holdings Pty Ltd(以下「SEA」といいます。)の株式について、2023 年 11 月 30 日付で、7IN の完全子会社である AR BidCo Pty Ltd をして、R.G. Withers Nominees Pty Ltd との間で、SEA の発行済株式の全部を、AR BidCo Pty Ltd に譲渡することに関し、株式譲渡契約を締結させ、同年 4 月 1 日付で、同株式取得を実施しました。

3. 自己株式の取得

当会社は、2023 年 11 月 30 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項及び当会社の定款の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議し、当該決議に従って自己株式の取得を行いました。

① 自己株式の取得を行う理由

利益向上に見合った利益還元を行うことを基本方針とし、中期経営計画において 2023 年から 2025 年度累計の総還元性向 50%以上を目指すため。

② 取得に係る事項の内容

- i. 取得対象株式の種類：普通株式
- ii. 取得し得る株式の総数：2,500 万株(上限)
- iii. 株式の取得価額の総額：1,100 億円(上限)
- iv. 取得期間：2023 年 12 月 1 日～2024 年 5 月 31 日
- v. 取得方法：東京証券取引所における市場買付け

4. 自己株式の消却

当会社は、2024 年 6 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項について以下のとおり決議し、当該決議に従って自己株

式の消却を行っております。

- ① 消却対象株式の種類：普通株式
- ② 消却する株式の総数：28,670,700 株
- ③ 消却予定日：2024 年 6 月 28 日

5. 特別損失の計上

当社は、2024 年 8 月 8 日開催の取締役会において、ネットスーパー事業から撤退することを決議し、2025 年 2 月期中間期の当社の連結決算において、当該撤退に関し約 450 億円の特別損失（関係会社事業関連損失）を計上しました。

6. 株式会社セブン&アイ・エナジーマネジメントの設立

当社は、当社の完全子会社として、再生可能エネルギー調達拡大を目的に、新たに小売電気事業会社である株式会社セブン&アイ・エナジーマネジメントを以下のとおり設立しました。

- ① 商号：株式会社セブン&アイ・エナジーマネジメント
- ② 所在地：東京都千代田区二番町 8 番地 8
- ③ 代表者：代表取締役 伊藤 順朗
- ④ 設立日：2024 年 8 月 1 日
- ⑤ 資本金：4 億円

7. ヨーク・ホールディングスの設立

当社は、2024 年 10 月 10 日開催の経営会議において、当社の完全子会社として、当社グループの食品スーパーマーケット事業及び専門店・その他事業を統括する中間持株会社の設立を決議し、当該決議に従って、ヨーク・ホールディングスを以下のとおり設立しました。

- ① 商号：株式会社ヨーク・ホールディングス
- ② 所在地：東京都千代田区二番町 8 番地 8
- ③ 代表者：代表取締役会長 伊藤 順朗
- ④ 設立日：2024 年 10 月 11 日
- ⑤ 資本金：1 億円

8. 当社に対する、株式会社セブン-イレブン・ジャパンの保有するセブンカルチャーネットワークの株式の全てを配当財産とする現物配当

株式会社セブン-イレブン・ジャパン(以下「セブン-イレブン・ジャパン」といいます。))は、同社の親会社である当会社に対し、セブン-イレブン・ジャパンが保有するセブカルチャーネットワークの株式の全てを配当財産とする現物配当(効力発生日：2025年2月26日)に関し、2025年1月31日開催予定のセブン-イレブン・ジャパンにおける株主総会において同現物配当に係る議案が承認可決されることを条件として、同現物配当を実施する予定です。

9. 当会社に対する、イトーヨーカ堂の保有するセブカルチャーネットワークの株式、セブン&アイ・クリエイトリックの株式、赤ちゃん本舗の株式及び株式会社テルベの株式の全てを配当財産とする現物配当

イトーヨーカ堂は、同社の親会社である当会社に対し、イトーヨーカ堂が保有するセブカルチャーネットワークの株式、セブン&アイ・クリエイトリックの株式、赤ちゃん本舗の株式及び株式会社テルベ(以下「テルベ」といいます。))の株式の全てを配当財産とする現物配当(効力発生日：2025年2月26日)に関し、2025年1月31日開催予定のイトーヨーカ堂における株主総会において同現物配当に係る議案が承認可決されることを条件として、同現物配当を実施する予定です。

10. 株式会社セブン&アイ・ネットメディアを吸収分割会社、当会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

当会社は、株式会社セブン&アイ・ネットメディア(以下「セブン&アイ・ネットメディア」といいます。))との間で、セブン&アイ・ネットメディアが保有するセブカルチャーネットワークの株式の全部を当会社に承継させる吸収分割(効力発生日：2025年2月26日)に関し、セブン&アイ・ネットメディアと2025年1月9日付で吸収分割契約書を締結し、同吸収分割を実施する予定です。

11. 当会社を吸収分割会社、セブン&アイ・クリエイトリックを吸収分割承継会社とする吸収分割

当会社は、セブン&アイ・クリエイトリックとの間で、当会社が保有するセブカルチャーネットワークの株式の全部をセブン&アイ・クリエイトリックに承継させる吸収分割(効力発生日：2025年2月27日)に関し、セブン&アイ・クリエイトリックと2025年1月9日付で吸収分割契約書を締結し、(i)2025年1月31日開催予定のセブン&アイ・クリエイトリックにおける株主総会において同吸収分割に係る議案が承認可決されること、(ii)2025年2月26日付のイトーヨーカ堂から当会社に対する、イトーヨーカ

堂が保有するセブカルチャーネットワークの株式の全部を対象とする現物配当の効力発生、(iii)2025年2月26日付のセブン-イレブン・ジャパンから当社に対する、セブン-イレブン・ジャパンが保有するセブカルチャーネットワークの株式の全部を対象とする現物配当の効力発生、及び、(iv)セブン&アイ・ネットメディア及び当社との2025年1月9日付吸収分割契約に基づく、セブン&アイ・ネットメディアを吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする、セブン&アイ・ネットメディアが保有するセブカルチャーネットワークの株式の全部を承継対象とする吸収分割の効力発生を条件として、同吸収分割を実施する予定です。

12. 当社に対する、ヨークベニマル及びセブン&アイ・フードシステムズの保有するテルベの株式の全てを配当財産とする現物配当

ヨークベニマル及びセブン&アイ・フードシステムズは、同社の親会社である当社に対し、ヨークベニマル及びセブン&アイ・フードシステムズがそれぞれ保有するテルベの株式の全てを配当財産とする現物配当(効力発生日：2025年2月26日)に関し、ヨークベニマル及びセブン&アイ・フードシステムズにおいて2025年1月31日にそれぞれ開催予定の各社における株主総会において同現物配当に係る議案が承認可決されることを条件として、同現物配当を実施する予定です。

以 上